別表六（二十五）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の６第２項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(8)」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

3　「当期税額基準額　(18)×$\frac{20又は15}{100}$　(19)　」の欄は、「継続雇用者給与等支給増加割合　$\frac{(13)}{(12)}$　((12)＝０の場合は０)　」　(14)　の割合が0.03以上である場合には「又は15」を消し、その他の場合には「20又は」を消すこと。

4　「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1)　当該事業年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等　(23)」の「前事業年度等　②」の月数とが同じ場合　「(23)」から「(27)」までの「前一年事業年度等特定期間　③」の各欄は、記載しないこと。

(2)　「事業年度等又は連結事業年度等　(23)」の「前事業年度等　②」の月数が当該事業年度の月数に満たない場合　「(24)」から「(27)」までの「前事業年度等　②」の各欄は、記載しないこと。

(3)　「事業年度等又は連結事業年度等　(23)」の「前事業年度等　②」の月数が当該事業年度の月数を超える場合　「(23)」から「(27)」までの「前一年事業年度等特定期間　③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額　(25)又は((25)×(26))　(27)」の「前事業年度等　②」の欄には「同上のうち継続雇用者に係る金額　(25)」の「前事業年度等　②」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の５第13項第２号ロ（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）に規定する前事業年度等特定期間に対応する金額を記載すること。

別表六(二十七)付表を削る。

別表六(二十九)を別表六(三十一)とする。

別表六(二十六)の表中

平　・　・	平　・　・	平　・　・

を

・　・	・　・	・　・

に、

供用年度のリース特別控除額 (別表六(二十九)「6」の供用年度分)

を

供用年度のリース特別控除額 (別表六(三十一)「6」の供用年度分)

に、

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 (別表六(二十九)「7」の合計)
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (別表六(二十九)「9」の供用年度分)

を

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 (別表六(三十一)「7」の合計)
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (別表六(三十一)「9」の供用年度分)

に、

34	昭 平　・　・	昭 平　・　・

を

34	・　・	・　・	・　・

に改め、同表の記載要領第11号中、「「税額控除限度額相当額　(10)×$\frac{100}{100}$　(11)　」及び「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額　(別表六(二十九)「9」の供用年度分)　(19)　」」を「「税額控除限度額相当額　(10)×$\frac{100}{100}$　(11)　」」に改め、同号②中「「基準リース料　$\left((9)\times\frac{60}{100}\right)$　又は　$\left((9)\times\frac{60}{100}\times\frac{35、50又は75}{100}\right)$　(10)　」」を「「基準リース料　$\left((9)\times\frac{60}{100}\right)$　又は　$\left((9)\times\frac{60}{100}\times\frac{35又は50}{100}\right)$　(10)　」」に改め、同号⑤中「「税額控除限度額相当額　(10)×$\frac{7又は8.4}{100}$　(11)　」」を「「税額控除限度額相当額　(10)×$\frac{7}{100}$　(11)　」」に改め、同表を別表六(三十)とし、同表の前に次の二表を加える。